

37	都市整備局・住宅政策本部	建築物の耐震化の推進
事業概要	<ol style="list-style-type: none"><li>1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、耐震化推進条例に基づき耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や低利融資制度の活用により、耐震化を推進する。</li><li>2 住宅の耐震化 区市町村と連携して普及啓発を行うとともに、震災時に甚大な被害が想定される整備地域においては、助成制度等により耐震化を推進する。 加えて、所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象に、戸建住宅等への助成を行い、耐震化を推進する。</li><li>3 マンションの耐震化 助成制度（アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修）を実施するとともに、過去に耐震診断を実施するなど、耐震化に向けて取り組んだものの耐震改修に至っていない分譲マンションの管理組合等に対し、建築士等の専門家を繰り返し派遣することにより、耐震化を推進する。</li></ol>	

これまでの経過

- 平成 18 年度： 「東京都耐震改修促進計画」を策定  
整備地域内における住宅耐震化助成を開始
- 平成 23 年度： 耐震化推進条例の施行  
「東京都耐震改修促進計画」を改定
- 平成 27 年度： 「東京都耐震改修促進計画」を改定  
「良質なマンションストックの形成促進計画」を策定
- 平成 28 年度： 特定緊急輸送道路沿道建築物への個別訪問や改修計画作成支援を開始  
学識経験者による検討委員会において、更なる促進策の検討を開始  
整備地域における住宅耐震化アドバイザー派遣の開始や助成制度の拡充  
個別訪問で耐震化に関心のあったマンションの管理組合等（約 3,000 棟）に再訪問(平成 29 年度まで)
- 平成 29 年度： 戸建住宅の全戸訪問を行う区市町村に対して支援を拡充  
マンションの建替えの促進（マンション再生まちづくり制度の創設）  
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表
- 平成 30 年度： 所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等への耐震化助成を開始  
学識経験者による検討委員会（平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月）の報告書の公表  
耐震診断を実施するなど、過去に耐震化に向けて取り組んだものの耐震改修に至っていない分譲マンションの管理組合等に対し、建築士等の専門家の繰り返し派遣を開始  
耐震化の更なる促進を図るため、耐震化推進条例を改正し、テナントなどの建物占有者の責務等を追加

現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向け、助成制度の拡充など支援策の充実や個別訪問などによる働きかけの実施</li> <li>・ 整備地域内における住宅の耐震診断、耐震改修等を助成</li> <li>・ マンションの耐震化を促すため、耐震診断・改修助成等を実施するとともに、過去に耐震診断を実施するなど、耐震化に向けて取り組んだものの耐震改修に至っていない分譲マンションの管理組合等に対し、建築士等の専門家を繰り返し派遣</li> <li>・ 耐震化に関する様々な相談に応じる「耐震化総合相談窓口」の設置や「耐震ポータルサイト」の運営、「耐震キャンペーン」の実施</li> <li>・ 新耐震基準も含め耐震性のある建築物へ表示する「耐震マーク表示制度」の運用</li> <li>・ 所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等への耐震化助成を実施</li> <li>・ 令和2年3月に、東京都耐震改修促進計画を一部改定（①特定緊急輸送道路沿道建築物について区間到達率、総合到達率といった新たな指標を導入 ②組積造の塀の耐震診断の義務化を開始）</li> </ul>		
今後の見通し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化 平成31年7月の改正条例の施行により占有者への働きかけを強化するほか、法や条例に基づく指導や指示等により、建物所有者に耐震改修等を促す。また、助成拡充や働きかけにより、Is値0.3未満の建築物の解消を目指す。</li> <li>2 住宅の耐震化 整備地域内の住宅耐震化助成に加え、所有者への積極的な働きかけ等を行う区市町村を対象とした戸建住宅等耐震化助成を実施し、引き続き、区市町村と連携し住宅の耐震化を促進する。 現行計画の目標に対する検証を行ったうえで今後の施策について検討を行い、令和2年度末までに東京都耐震改修促進計画を改定する。</li> <li>3 マンションの耐震化 今後とも、区市と連携した普及啓発や助成制度により、耐震化を促進する。また、耐震化に向けた区分所有者間の合意形成が図れるよう、建築士等の専門家を繰り返し派遣するなど支援を行う。</li> </ol>		
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課 住宅政策本部 住宅企画部 マンション課	電話	03-5388-3362 03-5320-4944